

スキー場事業における新型コロナウイルス 感染症対策の基本対処方針

2020年11月16日

奥只見観光株式会社
奥只見丸山スキー場

1. 本方針について

新型コロナウイルス感染症対策に関する対処方針としてスキー場事業を対象に作成するものである。

感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め社会全体への感染症の感染リスクの低減に努めることに活用するものとする。

また、「緊急事態宣言」等が再度、発令になった際には、関係機関と連携して臨機応変に対応するものとする。

2. 具体的な感染拡大予防について

(1) 索道施設（すべてのお客様に次のことをお願いする）

- ①乗車待ちの列にいる場合には間隔をあける。
- ②乗車中もしくは近くに他のお客様やスキー場係員等がいる場所では、マスク、ネットウォーマーまたはフェースシールドおよび手袋（以下、「マスク等」という）やゴーグル・サングラスは着用したままにする。
- ③乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにしていただく。

(2) 索道施設（リフト係員）

- ①改札係員・乗客係員はマスク等を着用する。
- ②山麓・山頂の監視小屋にアルコール性手指消毒剤を設置する。
- ③監視小屋内の可能な際の窓の開放。
- ④操作盤でのボタン、タッチパネルなど業務中に係員が触れる箇所について、係員が交代するタイミングを含め、頻繁に清拭消毒する。

(3) 券売所

- ①係員はマスク等を着用する。
- ②アルコール性手指消毒剤を設置する。（外-お客様用 内-係員用）
- ③チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ④チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で対応する。

(4) ゲレンデレストラン

- ①従業員はマスク等を着用する。
- ②施設の入口・厨房内・トイレ入口等にアルコール性手指消毒剤を設置する。
- ③座席の間隔については一定の距離を確保する。
- ④レジには飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- ⑤金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で対応する。

- ⑥提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。
- ⑦お客様が利用されるテーブル・椅子等・トイレ・手摺り等々については定期的に清掃、消毒をする。

(5) パトロール隊について

- ①パトロール隊員は常にマスクを携行し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用するものとする。
- ②負傷者の搬送で使用した救助ボート類は搬送後、消毒する。

3. 従業員に関する対策

(1) 健康確保

- ①従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルス感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に発券所係員・改札係員・車掌係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。
- ②従業員は常に健康な身体でお客様に接することが肝心で、①を踏まえ体調の思わない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。
- ③自宅で治療することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善がみられない場合は、医療や保健所への相談を指示する。

(2) 勤務

- ①索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、定期的な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②勤務中の従業員はマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高くなる場合においては、接客の有無やそれぞれの業務の状況（対人距離、業務負荷、周辺環境等）を踏まえた熱中症予防にも留意した対応をとるものとする。
- ③建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ④送迎車両による通勤の場合、マスクの着用と窓を開け感染症予防に努める。
- ⑤他人と共に用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。
- ⑥従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。
- ⑦朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう努力する。

(3) 休憩施設・備品等の取扱い

- ①休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に手洗いや手指消毒を励行する。
- ②休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこなう、2メートルを目安にできるだけ距離を確保するよう努めるなど、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底にも努める。
- ③食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、椅子を間引く、対面で座らないなどの距離をできる限り確保するように努める。
- ④共有する物品（テーブル・椅子等）は、定期的に消毒する。

(4) 従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ①従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」（※1）や「新しい生活様式」の実践例」（※2）を周知するなどの取組をおこなう。
- ②患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。
- ③新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

(5) 感染者が確認された場合の対応

- ①保健所・医療機関の指示に従う。
- ②従業員が感染した旨を速やかに北陸信越運輸局に報告する。
- ③感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒や同勤務場所の勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ④感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないように留意する。
- ⑤衛生管理責任者は、保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に協力する。

※1. 輸送障害発生時など、やむを得ない場合にはこの限りではない。

※2. その他の付帯設備については、該当する業界団体・行政等から発出しているガイドラインを参考にし、感染症拡大予防に適切に努める。